

伊佐市内での新型コロナウイルス感染者確認に伴う 児童施設等を利用する保護者の皆様へ

伊佐市役所 こども課

令和2年7月3日、伊佐市内において新型コロナウイルス感染者1名が確認されました。それを受け、次のとおり本市の対応を決定しましたのでお知らせします。保護者の皆様におかれましては、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え

現在、濃厚接触者の特定と PCR 検査が順次進められていますが、対象者がどこまで拡大するか不明瞭な状態です。

これを受け、市で検討した結果、下記の期間、感染拡大を防ぐために伊佐市内全ての保育所等の臨時休園を要請いたします。また、臨時休園期間終了後も、登園自粛要請期間を設けます。

2 臨時休園期間 令和2年7月6日(月)～12日(日)

※ 医療従事者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な保護者の方については、各園に児童の受け入れについて御相談ください。

3 登園自粛要請期間 令和2年7月13日(月)～22日(水)

- ※ 在宅勤務で子どもを見ることができ、仕事を休んで自宅で保育が可能な場合には、御家庭での保育を行っていただき、登園の自粛に御協力をお願いします。(あくまでも「お願い」であり、各御家庭の現状に合わせて御判断ください。)
- ※ 今回の感染者確認に関連して、濃厚接触者への PCR 検査を受けた児童及び保護者等の世帯は、7月17日(金)まで登園自粛に御協力いただきますようお願いいたします。
- ※ 自粛要請期間中は、一度も登園しない場合でも在籍資格は取り消されません。
- ※ 本市の感染拡大状況などにより、登園自粛要請期間の延長や対応を見直す場合があります。

(1) 登園自粛の届出方法

7月9日(木)までに「登園自粛届出書兼利用者負担額(保育料)減免申請書」を在籍園に提出してください。用紙は、園から受け取るか、市ホームページから取得ください。(登園継続の場合は特に手続き不要です。) 捺印は不要です。(接触を避けるため、FAX で園に提出するのも可とします。)

(2) 保育料について

市からの要請に基づく臨時休園と、登園自粛された場合で上記届出を行った方については、7月13日(月)以降、保育所等を欠席した日数に応じて日割り計算を行い、翌月以降の保育料に充当または還付します。減免額の確定及び返還には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめご承知おきください。

※伊佐市外にお住まいの方については、居住自治体にお問い合わせください。

(3) 給食費について

給食費は、保護者が各施設との契約に基づきお支払いいただいていることや、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍園にお問い合わせください。

4 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

○ 次のいずれか1つでも該当する場合は、当該施設を臨時休園とします。

- (1) 当該施設の児童または職員に、新型コロナの感染が確認された場合
- (2) 当該施設の児童または職員が、濃厚接触者と特定された場合
- (3) 当該施設の児童または職員と同居する家族等に、新型コロナの感染が確認された場合
- (4) 当該施設の児童または職員と同居する家族等が、濃厚接触者として特定された場合
- (5) 当該施設の近隣で感染が確認されるなど、地域で感染拡大の恐れがあると判断した場合

※ ただし、伊佐市内の全ての保育所等を臨時休園とする場合があります。

- (1) 市内各所で感染が確認されるなど、市内全域に感染拡大の恐れがあると判断した場合
- (2) 近隣市町で感染が発生し、市内においても感染発生または拡大の恐れがあると判断した場合

※ 臨時休園の期間は、県、関係機関と相談のうえ決定します。

● 保護者の皆様には次の項目についてご協力をお願いします。

(1) 感染拡大防止のための留意点

ア 不要不急の帰省や旅行などは、本人・家族等含め極力避けてください。

イ 児童は登園前に必ず検温を行い、登園前の検温で 37.5 度以上の発熱がある場合は、登園を断る扱いとします。(R2.2.25 厚生労働省通知)

(2) 利用児童及び御家族等が、新型コロナウイルスに感染した場合

ア 児童及び御家族の新型コロナウイルス感染が確認された場合、または濃厚接触者と特定された場合は、感染拡大を防ぐため、大至急、登園している保育所等へ連絡をお願いします。

これは、感染拡大を防ぐために願っているもので、感染の事実等を外部公表する際も人権・プライバシーに最大限配慮して行います。つきましては、保健所等の聞き取り調査等が実施される際は、正確な事実関係をお話くださいますようお願いいたします。

補足:伊佐市立小学校・中学校は、7月6日(月)～8日(水)が臨時休校になりました。

※ これは7月4日(土)現在の判断で、今後の感染状況によっては、延長になる場合があります。

今回の対応は、令和2年7月4日時点の取扱いであり、本市の感染拡大状況などにより、登園自粛要請期間の延長や対応を見直す場合があります。

保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、乳幼児、保護者及び保育士等職員への感染防止のため、また、保育所等の運営を継続し、社会・経済活動を維持していくための緊急的な対応であることを御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

《お問い合わせ先》 伊佐市役所 こども課 子育て支援係 TEL(0995) 23-1311 内線 1218